

里親支援機関事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要となっているが、諸外国と比較しても日本の里親制度の普及はまだまだ進んでいない状況である。こうした状況を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものとする。

(2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※3年間（平成22年度まで）経過後、既存事業の里親支援事業（里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業）及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO等への委託も可能）

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）